

決算特別委員会

参 考 資 料

決算特別委員会の審査に当たり、決算関係の用語等を取りまとめましたので、審査の参考としてください。

目 次

決算	1	形式収支	8
歳入	1	実質収支	9
調定	2	単年度収支	9
過誤納金	2	実質単年度収支	9
徴収猶予	3	繰越金	9
不納欠損処分	4	歳計剰余金	10
歳出	4	積立金	11
歳入歳出予算	4	歳計現金	11
継続費	5	歳入歳出外現金	11
逡次繰越	5	基金	12
繰越明許費	5	債権	12
事故繰越	6	債権管理	13
債務負担行為	7	公有財産	13
不用額	8	行政財産	14
予備費	8	普通財産	14

会計管理部

決算

一般会計年度の歳入歳出予算の執行の実績について作成される確定的な計数表。これにより、歳入歳出予算に対する実際の収支状況が明らかにされ、予算の適正な執行の有無が確認される。

◆ 新自治用語辞典より抜粋

一般には、一般会計年度の歳入歳出予算の執行の実績について作成される確定的な計数表をいうが、地方公営企業会計においては、単なる計数表にとどまらず、一事業年度における企業の経営成績及び財政状態を明らかにするための会計手続をいい、これにより、歳入歳出予算に対する実際の収支状況が明らかにされ、予算の適正な執行の有無が確認される。

決算は、会計管理者がこれを調製する（自治法 233①）が、地方公営企業の決算は、管理者が調製する（地公企法 30①）。決算の調製の時期については、毎会計年度、出納の閉鎖後 3 箇月以内（地方公営企業にあっては、毎事業年度終了後 2 月以内）に決算及び附属書類を地方公共団体の長に提出しなければならないものとされている（自治法 233①、地公企法 30①）。

そして、地方公共団体の長は、この決算及び附属書類を、監査委員の審査に付した（自治法 233②、地公企法 30②）後に、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないこととされている（自治法 233③、地公企法 30④）。

なお、決算の認定は、歳入歳出予算の執行の実績を確認し、その執行の適否を審査するものであるから、議会の決算の認定は、それが得られることにより、長等の責任解除の意義を有するが、議会が認定しない場合においても、決算の法的効力には影響はなく、長等の政治的又は道義的責任の問題が残るにとどまる。

以上のほか、地方公共団体の長は、認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない（自治法 233⑥）。

議会が決算を認定しない場合について、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないとされた。（自治法 233⑦、地公企法 30⑧）

〔関連語〕 歳入歳出予算

歳入

◆ 新自治用語辞典より抜粋

「歳入」の「歳」とは、会計年度のことであり、歳入とは、一般会計年度における一切の収入をいう。この収入は、歳出の支払財源に充てるための歳入であるから、金銭（現金に代えて納付される証券を含む。）でなければならず、したがって、歳出に供せられない各種の保証金、例えば入札保証金、契約保証金等の歳入歳出外現金、他の地方公共団体の嘱託による徴収金は歳入とはならず、また、物件の取得も歳入には含まれない。

財政分析においては、歳入は、地方税、地方譲与税、地方交付税、使用料、手数料、国庫支出金、繰入金、繰越金、地方債及びその他に分類されるのが通常であり、これらは、更にその性質に従って、一般財源と特定財源、自主財源と依存財源、税収入と税外収入等に区分される。

なお、地方公共団体の会計方式は、現金の収支を基準とする、いわゆる現金主義の建前をとっており、これに対する例外としては、地方公営企業における発生主義がある（地公企法 20①）。

発生主義とは、端的に言えば、金銭の収支のみならず、全ての財産、物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理する方式をいうのであるが、この方式は、法人組織の企業において用いられているものである。

このようなことから地方公営企業においては、歳入歳出の語を用いず、収入支

出、収益費用、借方貸方という用語を用いていることに注意を要する。

〔関連語〕収入、支出、一般財源、特定財源、自主財源、歳出

調定

歳入の内容を調査して、収入金額を決定する地方公共団体の内部意思決定行為。所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定する。

◆ 新自治用語辞典より抜粋

地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為、すなわち、徴収に関する地方公共団体の内部的意思決定行為をいう。

歳入の徴収行為は、収入行為の前段階であり、一般に命令系統（長等の系統）の行為といわれているが、この徴収行為は調定の行為と納入義務者に対する納入の通知行為との２段階に分かれる。このうち調定の行為は、その発生した権利内容を調査して明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定するいわゆる内部的意思決定の行為である。

調定は、その性質上、納入の通知の行為の前に行われるのが原則である。しかし、例えば、申告納付に係る地方税、地方税の延滞金、窓口収納の歳入等については、例外として収納の後に調定行為がなされることがある。これをいわゆる事後調定と称しているが、事後調定は、法律上又は性質上、事前に調定がなされない場合に限って認められるべきものである。この事後調定が行われる場合は、性質上、現金の納付が先行するものであるから、納入の通知行為は行われない（自治令 154②）。

なお、調定行為は、歳入が収納されることとなる場合には、全てこれを行わなければならないが、当該年度経過後においては現年度分として調定を行うことはできない（行実昭 38. 12. 19）。このような場合には、過年度収入として調定すべきものである。

〔関連語〕納入の通知

過誤納金

過納金： 納入義務者が納入すべき金額を超えて納入した場合の当該金銭賦課額の決定の誤りや、後日減免した場合等に発生

誤納金： 錯誤により、納入すべき義務のない者から金銭を収納した場合の当該金銭

この両者を総括したもので、還付又は充当を要する。

◆ 新自治用語辞典より抜粋

過納金又は誤納金をいう。

過納金とは、納入義務者等がその納入に当たり、納入すべき金額を超えて納入した場合の当該金銭をいう。

過納金には、賦課額の決定を誤り、又は法令の規定によって後日減免したため過納額を生じた場合等がある。

しかし、過納金については、その原因がいずれにある場合であっても、納入義務者が法令上負担すべき額以上に納入したものであるときは、これを還付しなければならないことは理の当然である。

誤納金とは、錯誤により、納入義務者、納税義務者又は納入すべき義務のない者から金銭を収納した場合の当該金銭をいう。誤納金は、錯誤により収納した金銭であるから、その過誤を発見したときには、これを訂正すべきであり、過誤による収納金を払い戻すことは当然である。

地方公共団体が過誤納となった金銭を払い戻すときは、支出の手続の例によ

り、これを当該収入した歳入から戻ししなければならない（自治令 165 の 6）。支出の手續の例によりとは、支出負担行為に相当する戻出の決定をし、支出命令に相当する戻出の通知をして、過誤納に係る金銭を戻出することをいう。ただ、出納閉鎖後に係る過誤納金の払戻しについては、現年度の歳出にこれを計上して、当該歳出から支出するものとされている（自治令 165 の 7）。

過誤納に係る地方公共団体の徴収金については、法律は特に規定を設け、地方公共団体に一定の要件の下に当該過誤納に係る分を、その者が現に負っている地方公共団体の徴収金があるときは、これに充当しなければならない、また近く負うこととなるべき地方公共団体の徴収金がある場合において当該納税義務者から申出があったときには、これに充当することを認めている（地税法 17 の 2、17 の 3①、自治法 231 の 3④）。なお、地方公共団体の徴収金について過誤納があり、これを還付するとき等においては、還付加算金を付さなければならない（地税法 17 の 4）。

〔関連語〕 過誤納金の充当、戻出

徴収猶予

納税者又は特別徴収義務者が、災害あるいは事業の廃止等や、賦課決定等の処分の遅延のために納税が一時にできない場合において、納税資金調達の時間的余裕を与える制度

他に、軽油引取税について、売り掛けのため、代金及び税を受け取ることができなかった場合の徴収猶予等がある。

◆ 新自治用語辞典より抜粋

納税者又は特別徴収義務者が、災害等あるいは事業の廃止等のために納税を一時にできない場合、又は賦課決定等の処分の遅延のために納税が一時にできない場合において、地方公共団体の長は、納税資金調達の時間的余裕を与えるため、一時、徴収を猶予することができる（地税法 15①、②）。徴収猶予を受けようとする者は、地方公共団体の長に対し、申請をしなければならないこととされている。国税の納税の猶予と同様な制度である。

徴収猶予期間は、原則として 1 年以内である。しかし、その期間内に納付納入することができないやむを得ない理由があると認められるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により、既に徴収猶予をした期間と合わせて 2 年を超えない範囲内で、その期間を延長することができる（地税法 15④）。

徴収猶予をした場合は、その期間内は新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができず（地税法 15 の 2 の 3①）、差押えを解除することができることとされている（地税法 15 の 2 の 3②）。このほか、徴収猶予期間中は、地方公共団体の徴収金の消滅時効は進行せず（地税法 18 の 2④）、その期間中の延滞金については、災害等による徴収猶予の場合は、その全額、事業の廃止等による徴収猶予の場合は、2 分の 1 に相当する額を免除するものとされ（地税法 15 の 9①）、後者の場合の残る 2 分の 1 の額についても、納付納入が困難と認められるものを限度として、長の裁量により免除できることとされている（地税法 15 の 9②）。

徴収猶予には、以上のほか、軽油引取税に係るものがある（地税法 144 の 29）。この制度の趣旨は、軽油引取税の特別徴収義務者が売り掛けのために、料金又は代金及び税の全部又は一部を受け取ることができなかったことにより、当該税に係る地方公共団体の徴収金の全部又は一部の納入が困難な場合に、その困難と認められる金額を限度として、2 月以内の期限を限って徴収を猶予しようとするものである。この場合においては、当該猶予した期間に対応する部分の延滞金額は

免除される（地税法 144 の 29③。なお、73 の 27 の 3②等）。

以上の徴収猶予を受けた者に一定の事実が生じた場合には、地方公共団体の長は、その徴収猶予を取り消すことができることとされている（地税法 15 の 3）。

〔関連語〕納税の猶予

不納欠損処分

法令又は条例の定めによって、地方公共団体の債権が消滅したとき、その債権額を表示して整理する。

時効により消滅した債権、放棄した債権等について行う。

◆ 新自治用語辞典より抜粋

地方公共団体の歳入決算において、例えば、地税法における税の減免規定（地税法 61 等）、自治法における債権の徴収停止（自治法 240③、自治令 171 の 5）、債務の免除（自治法 240③、自治令 171 の 7）の規定等の適用により、既に調定されている歳入が徴収し得なくなった場合、これを不納欠損額として表示することをいう。不納欠損処分は、法令又は条例の定めによって、地方公共団体の債権が消滅したとき、その債権額を表示して整理するものであり、時効により消滅した債権、放棄した債権等について行うべきであって（行実昭 27.6.12）、単に徴収不能というだけで適宜の認定により整理すべきものではない。なお、不納欠損処分は、通常、欠損処分調書を作成して処理されている。

歳出

◆ 新自治用語辞典より抜粋

「歳出」の「歳」とは、会計年度のことであり、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいう。この支出は、地方公共団体の各般の需要を満たすための現金の支払をいうものであるから、契約保証金、入札保証金等の保証金又は徴収金の払戻しなり、送金に要する経費は含まれない。

財政分析においては、歳出は、その目的に従って、議会費、総務費等、ほぼ予算の款ごとに分類されると同時に、その性質に従って、人件費、物件費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、その他に分類されるのが通常である。これらは、更に義務的経費とそれ以外のもの、経常的経費と臨時的経費、投資的経費と消費的経費というように区分される。

〔関連語〕収入、支出、義務的経費、経常的経費、投資的経費、消費的経費

歳入歳出予算

◆ 新自治用語辞典より抜粋

長が議会の議決を経て定める一会計年度（暫定予算の場合は、会計年度内の一定期間）における収入、支出の見積りをいい、予算の内容の中心をなすものである。

歳入予算は単なる見積りであり、長は歳入予算を超えて収入することができるが、歳出予算は見積りであるとともに長に法令に抵触しない範囲で支出権を与えるものであり、歳出予算を超えて支出することはできない。

歳入歳出予算は款及び項に区分しなければならないこととされている（自治法 216、自治令 147）。

〔関連語〕予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の配当

継続費

履行に数年度を要するものについて、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる経費

◆ 新自治用語辞典より抜粋

地方公共団体の経費をもって支弁する事件で、その履行に数年度を要するものについて、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる経費をいう（自治法 212）。各種の建設費、補助事業、物件の購入等その例は多い。

継続費は、予算の内容とされている（自治法 215）が、通常、歳入歳出予算が会計年度独立の原則により経理されているのに対し、継続費はその例外をなすものである。すなわち、継続費は2会計年度以上にまたがって経費を支弁する必要がある事件について、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができることとされており、この場合、継続期間に従って、何年度何々万円、何年度何々万円というように、各年度の年割額を定め、予算として議決を経るのである。ただ、予算として議決を経た年割額は、あくまで予定額であるから、年割額の実支出額が当該予算で定めた年割額に達しない場合は、毎年度の支払残額を継続最終年度まで通次繰越使用をすることができる（自治令 145）。

継続費については、長が当初予算を調製し、議会にこれを提出するときに、その説明書として当該継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予算額並びに事業の進行状況等に関する調書をあわせて提出することとされている（自治法 211、自治令 144）。

なお、継続費の通次繰越のほか、会計年度独立の原則の例外としての制度には、繰越明許費（自治法 213）及び事故繰越（自治法 220③）がある。

〔関連語〕繰越明許費、債務負担行為

通次繰越

◆ 新自治用語辞典より抜粋

継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものを当該継続費の継続年度の終わりまで順次繰り越して使用することをいう。

通次とは、順次という意味であり、例えば、庁舎、学校等の建設、港湾、河川等の改修工事等でその工事の支払に2か年以上を要するものについては、これを一般に継続費として設定するが、これらの数年度にわたって履行する必要があるものにつき、各年度ごとに支出を終わらせない経費があるときには、これを不用額とせず、翌年度以降に順次繰り越して使用することができるのである（自治法 212①、自治令 145）。したがって、通次繰越については、別段議会の議決を要せず、また、予算でこれを定める必要はない。

通次繰越をした場合には、翌年5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを報告しなければならない（自治令 145）。

〔関連語〕継続費、繰越明許費、事故繰越

繰越明許費

年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる経費

当該経費に充てるために必要な金額を翌年度に繰り越さなければならない。

◆ 新自治用語辞典より抜粋

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内に

その支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる経費をいう（自治法 213）。

繰越明許費として繰越使用が認められるのは、「その性質上、年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」及び「予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」についてのみである。

また、繰越明許費として議決を経た経費を翌年度に繰り越して使用しようとするときには、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない（自治令 146①、②）。

なお、地方公共団体の会計で、当該年度の歳出を年度を超えて翌年度以降にも執行し得ることを認めた会計年度独立の原則に対する例外としての制度には、繰越明許費のほか、継続費の通次繰越（自治法 212）及び事故繰越（自治法 220③）がある。ただ、繰越明許費は、翌年度までの繰越しであること、すなわち、当該年度の歳出予算の一部が一定の事由に基づいて翌年度限り延長して執行することが認められるにすぎない点が、継続費として数年にわたる事業として各年期間各年度の年割額を定め、当該各年度の支出残額を繰り越して執行することができる継続費の通次繰越と異なり、更に、通次繰越の場合は、継続年度途中で減額することができないが、繰越明許費については、予算案に計上された金額を議会が減額することは可能であること等が継続費の場合と異なる。

また、事故繰越との基本的な相違点は、事故繰越は予算に計上されないこと、事故繰越は原則として支出負担行為が年度内になされていなければならないことにある。

〔関連語〕継続費、事故繰越

事故繰越

年度内に支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のため、その年度内に支出を終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用すること。

予算で定めることを要しない。

当該経費に充てるために必要な金額を翌年度に繰り越さなければならない。

◆ 新自治用語辞典より抜粋

歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため、その年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づき、これに関連して支出を要する経費の金額を含む。）を翌年度に繰り越して使用することをいう（自治法 220③ただし書）。

地方公共団体の会計で、当該年度の歳出を年度を超えて翌年度以降にも執行し得ることを認めた、会計年度独立の原則に対する例外としての制度には、継続費の通次繰越（自治令 145①）、繰越明許費（自治法 213）及び事故繰越がある。

事故繰越の制度は、予算をより効果的に執行するために、繰越明許費の制度の活用だけではなお不十分である点を補完しようとするためのもので、年度当初においては全然繰越を予想しなかったが、たまたま避けることができない事故のために、年度内に経費の使用が終わらないという事実に対して行われるものである点、予算で定めることを要しない点、更に、原則として一会計年度内において支出負担行為がなされていなければならない点で繰越明許費と異なっている。

なお、事故繰越により予算を翌年度に繰り越して使用しようとする場合においては、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない（自治令 150③）。更に、事故繰越をした場合には、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないこととされている（自治令 150③）。

〔関連語〕繰越明許費、継続費、通次繰越

債務負担行為

地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為について、予算で定めるもの。歳出予算、継続費、繰越明許費を除く。

歳出予算との相違

- ① 原則として、後年度において経費支出が予想される。
- ② 債務を負うことが目的

◆ 新自治用語辞典より抜粋

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為をいう（自治法 214）。この債務負担行為は、予算の内容を構成する（自治法 215）。

債務負担行為と歳出予算の相違点は、第一に、歳出予算が当該年度限りのものであるのに対し、債務負担行為は、原則として後年度において経費支出が予想される点にある。債務負担行為のうちには、年度内に補正予算の議決されることを予想して契約等を締結すること、すなわち現年度においても、上記の歳出予算に含まれているもの以外に債務を負担する行為を含めることも可能であるが、債務負担行為として予算で定めるのは、一般的には次年度以降において経費の支出を伴うものがほとんどである。

第二に、歳出予算と債務負担行為は、その目的を異にする。すなわち、歳出予算は経費の支出が目的であるのに対し、債務負担行為は債務を負うことが目的である点にある。したがって、歳出予算は債務負担と債務履行の両権限を付与されるのであるが、債務負担行為は債務負担の権限のみを付与されるにすぎない。債務負担行為として予算で定めた案件については、あらためて義務費として歳出予算に計上されることになる（自治法 222）。

債務負担行為は、その行為をすることのできる事項、期間及び限度額を定めて、総務省令で定める様式（自治則 14、別記様式）により予算の内容として議会の議決を経ることとなるが、この様式の備考 2 に定めているように、限度額の金額の表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載してもよいこととされている。

なお、長期継続契約の場合は、債務負担行為として議会の議決を経る必要はない。

〔関連語〕予算、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、長期継続契約

〔判 例〕

請負工事金の支払が村歳出予算の執行行為に当たる場合でも、請負人にこの工事資金の融通を受けさせるため、村が請負人と共同で約束手形を振り出すことは、予算外の新たな義務を負担する行為（債務負担行為）に当たる（最判昭 35. 7. 1）。

〔行政実例〕

- (1) 一般会計より特別会計又は基金に対し、数か年度にわたって繰り出すことを決定した場合は、それは単なる内部意思の決定であるから、債務負担行為として定める必要はない（昭 39. 6. 25）。
- (2) 建物を県が賃借し、その賃借料は年額により定め、毎年定期に定額を支払い（支払年額は同額）、25 回分の賃借料を支払った場合には県に所有権を無償で譲渡するという内容の建物賃貸借契約を締結する場合は、債務負担行為として予算に定めておくべきである（昭 39. 11. 30）。

不用額

歳出予算の金額から支出済額及び翌年度への繰越額を控除した残額
将来にわたり、支出を要しない額

◆ 新自治用語辞典より抜粋

歳出予算の経費の金額のうち、将来にわたり支出を要しない額、つまり当該年度の歳出予算の金額から支出済歳出額及び翌年度への繰越額を控除した残額をいう。

不用額は、経費の節減により支出減となった場合、支出に対し財源たる収入が伴わないため不執行となった場合等に生ずる。

実際上の運用においては、未執行の事業を正式の繰越しとしないで、不用額として整理をし、翌年度の予算で改めて使うべく、更に計上することが考えられるが、本質的には、不用額は将来支出を要せず、翌年度以降の使途が特定されないところに特徴があるというべきである。

予備費

予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、使途を特定しないで計上する
目的外予算

議会の議決を必要とせず、長の権限で執行できる。

◆ 新自治用語辞典より抜粋

予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、使途を特定しないで歳入歳出予算に計上する執行機関にその使用を委ねられた、いわゆる目的外予算をいう。予算外の支出とは、予算に科目のない支出はもちろん、科目はあっても予算で全然見積もられていない支出をいい、予算超過の支出とは、予算に計上された金額であっても、なお不足する場合をいう。

予備費への計上額は、財政の均衡を阻害しない程度の金額でなければならないが、いったん予備費として計上されれば、その使用については議会の議決を必要とせず、地方公共団体の長の権限で行い得る。また、議会が歳入歳出予算に計上された予備費の審議を行う場合、議会は単にその計上額の適否についての判断をし、議決するのみであり、使途そのものについて審議することはできない。

予備費は、一般会計においては必ず設けなければならないものとされている（自治法 217①本文）が、特別会計には設けないことができる（自治法 217①ただし書）。

予備費を「予算外の支出」として使用する場合、①法令上、地方公共団体が支出してはならない費途、例えば、宗教上の組織若しくは団体の便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に支出してはならず、②議会の否決した費途、すなわち議会修正により予算原案から削除された経費に充てることはできず、③予備費の充用による予算執行後、当該充用額に残額が生じた場合にも、これを予備費に繰り戻すことはできない（行実昭 30. 11. 8）。

〔関連語〕歳入歳出予算

形式収支

歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた歳入歳出差引額

◆ 新自治用語辞典より抜粋

地方公共団体の普通会計における歳入歳出決算の収支結果を表示する一形式であり、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた歳入歳出差引額をいう。

地方公共団体の普通会計は、現金主義の建前をとる関係上、形式収支は、一会計年度において実際に収入した金額（収入済歳入額）から実際に支出した金額（支出済歳出額）を差し引いた現金尻を表わすにとどまる。そこで、地方公共団体の実質を明らかにするためには、形式収支から当該年度において実施すべきであっ

た事業等で翌年度に繰り越された事業に充当すべき財源等を控除するなど債権債務的要素を加味して決算収支を表示する実質収支という方法がとられる。

実質収支

形式収支（歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた歳入歳出差引額）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額

◆ 新自治用語辞典より抜粋

形式収支（歳入総額から歳出総額を差し引いた決算額）から翌年度へ繰り越すべき財源（継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越繰越額）を控除した額。当該年度に所属すべき収入と支出の実質的な差額をみるために用いられる。

形式収支は、結局、各会計年度における現金の収入支出の結果であり、現金の収入支出を伴わない債権的要素、債務的要素、例えば当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べ、あるいは当該年度に執行すべき事業を翌年度に繰り越す等の措置をとっても、これは決算の表面に現れてこない。そこで、現金収支に債権債務の発生主義の要素を加味して、実質的な財政収支を求めたものである。

地方公共団体の決算をみる場合、この実質収支が黒字であるか赤字であるかは、当該団体の財政運営上の状況を判断する基準となり、極めて重要である。すなわち、実質収支が赤字であれば財政運営が健全でないことを意味し、実質収支において黒字額が減少したり赤字額が増加してくるような傾向があれば、財政運営のあり方を再検討しなければならないものである。

自治法上の決算には、この実質収支が現れないが、決算の附属資料として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が作成され、ここで明らかにされる。そして、これらの附属資料は、議会の認定の対象とはならないが、決算とあわせて議会に提出すべきものとされている（自治法 233、自治令 166）。

なお、総務省が毎年行っている地方財政状況調査では、上記の実質収支から、更に翌年度へ繰り越すべき財源として事業繰越額及び支払繰越額を差し引いた額をもって実質収支としている。

単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額であり、当該年度のみの実質的な収入と支出の差額を意味する。

区 分	前年度の実質収支が黒字	前年度の実質収支が赤字
単年度収支が黒字	新たな剰余が生じた	過去の赤字の解消
単年度収支が赤字	過去の剰余金を使った	赤字額の増加

実質単年度収支

◆ 新自治用語辞典より抜粋

単年度収支から実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩額）を差し引いた額
〔関連語〕形式収支、実質収支、単年度収支

繰越金

翌年度へ持ち越され、歳入に計上された剰余金

繰越金には、前年度の決算上の純剰余金である純繰越金と明許繰越等による歳出予算の財源に充当すべき繰越金の2つに分けられる。

◆ 新自治用語辞典より抜粋

繰越金とは、一会計年度から翌年度へ持ち越され、歳入に計上された剰余金を

いう。

地方公共団体において、一会計年度の決算上の剰余金は、翌年度の歳入に計上しなければならない（自治法 233 の 2）が、この翌年度に編入される剰余金は、繰越金として受け入れることとなっている。

繰越金は、純繰越金と一会計年度から翌年度に繰り越された明許繰越等による歳出予算の財源に充当すべき繰越金との二つに分けられる。

純繰越金は、前年度における収支の剰余であり、年度間の財源の調整機能を果たすものである。

なお、剰余金は、全て繰越金として翌年度に繰り越す必要はなく、条例又は議会の議決によって、必要に応じてその全部又は一部を財政調整基金等の基金に編入することができることとされている（自治法 233 の 2 ただし書）から、この処分されたものは予算上繰り越されない。

歳計剰余金

一会計年度において、実際に収入した額から実際に支出した額を差し引いた残額

翌年度の歳入に編入しなければならない。この場合、翌年度予算では、繰越金として歳入する。

★ 剰余金の処分

- ① 翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。
- ② 基金編入後の残剰余金若しくは編入しない場合、剰余金の 2 分の 1 を下らない金額は、積立て又は地方債の繰上償還財源に充当する。
- ③ ①及び②に充当した残額は、翌年度の歳入に計上し、一般財源として使用する。

◆ 新自治用語辞典より抜粋

一会計年度において実際に収入した金額から実際に支出した金額を差し引いた残額をいう。

歳計剰余金は、翌年度の歳入に編入しなければならないこととされており（自治法 233 の 2）、これは会計年度独立の原則に対する例外である。また、歳計剰余金は、決算の完結により予算執行の結果生ずる剰余金であるので、各会計年度の一時点における歳計現金の余裕金とは異なるものである。更に、これらの剰余金の処分は、一般会計と特別会計の両者を合わせた剰余金のそれではなく、各会計ごとに生じた剰余金の処分である。

翌年度に繰り越すべき剰余金のうち、繰越明許費、継続費の通次繰越及び事故繰越の財源に充当すべきものは、当然これらの繰越財源として使用しなければならないが、その他の剰余金の処分については、まず、各会計年度において、歳入歳出の決算上、剰余金を生じた場合において、当該剰余金のうち、2 分の 1 を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないこととされている（地財法 7）。

また、歳計剰余金は、条例の定めるところにより、又は地方公共団体の議会の議決により、その全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる（自治法 233 の 2 ただし書）。なお、地財法 7 条の規定による積立ては、この基金によって処理することができるものと解されている（行実昭 41. 6. 30）。

以上のほかの剰余金については、どのような歳出の財源に充当しても差し支えない。

〔関連語〕積立金、基金

積立金

◆ 新自治用語辞典より抜粋

歳出予算に係る節の区分のうち、「25 積立金」から支出される経費である（自治法 220①、自治令 150①Ⅲ、自治令 150②、自治則 15②）。

積立金とは、一般に、財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭をいい、地方自治法上は基金として処理されているものである。

法令により基金の設置を義務付けられたものとして決算剰余金を生じた場合の積立金（地財法 7）、災害救助費の支弁の財源に充てるための災害救助基金（災害救助法 22）及び災害対策に要する臨時的経費に充てるための災害対策基金（災害対策基本法 101）がある。

歳計現金

◆ 新自治用語辞典より抜粋

地方公共団体の歳入歳出に属する現金、すなわち、一会計年度における一切の収入又は支出に係る現金の意味で、歳計現金に属するか否かは、歳入歳出となるか否かによって決められる（自治法 235 の 4①）。歳入歳出とならないものであれば、歳計現金ではなく歳入歳出外現金と呼ばれる。

歳計現金の保管権者は、会計管理者であるが（自治法 170②Ⅰ）、具体的な保管方法として、会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金、その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない（自治法 235 の 4、自治令 168⑥）。

歳計現金については、監査委員による現金出納の例月検査及び歳計現金を銀行その他の金融機関に取り扱わせた場合における監査委員の金融機関が取り扱う公金の収納若しくは支払の事務についての監査（自治法 235 の 2）又は会計管理者の金融機関についての公金の出納若しくは支払事務及び公金の預金の状況の検査（自治令 168 の 4）を規定し、公正な事務の執行の確保を期している。

〔関連語〕歳入歳出外現金、指定金融機関

歳入歳出外現金

◆ 新自治用語辞典より抜粋

地方公共団体の所有に属しない現金で、法律上又は政令の規定により地方公共団体が保管する現金をいう（自治法 235 の 4②、③）。

地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、歳計現金と呼ぶ（自治法 235 の 4①）のであるが、歳入歳出外現金は、文字どおり歳入歳出として予算に計上しない現金である。

歳入歳出外現金の出納保管は、会計管理者が歳計現金の例により行うのである（自治令 168 の 7③）が、会計管理者は、地方公共団体の長の通知がなければ歳入歳出外現金の出納をすることができない（自治令 168 の 7②）。

歳入歳出外現金を会計管理者が保管する場合、利子を生じて相手方には帰属させないこととされており（自治法 235 の 4③）、更に、歳入歳出外現金を保管している職員が当該現金を故意又は過失により亡失すれば、損害賠償の責めに任じなければならないとされている（自治法 243 の 2 の 8①）。

歳入歳出外現金に属するものの例としては、職員の給与所得及び退職所得に係る所得税を源泉徴収義務者である地方公共団体の長が徴収し、政府に納付するまで保管する現金（所得税法 183 等）が挙げられる。

〔関連語〕歳計現金

基金

◆ 新自治用語辞典より抜粋

一般に、地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けるものである（自治法 241①）。

基金の設置は、地方公共団体の任意とされているが、災害救助法などのように、その設置を義務付けている場合もあり（災害救助法 22）、この場合は、条例を必要としない。

基金には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの（例えば、学校建設資金を調達するために維持する山林、地方債償還のために積み立てる現金等）と、特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの（例えば、資金の貸付け又は物品の購入のために設ける基金）とに分けられる。前者の基金については、当該目的のためでなければ、これを処分することができない（自治法 241③）。また、後者の基金の場合には、その運用については、基金から直接貸し付け、及び当該基金に直接償還させる等、歳入歳出予算に関係なく経理されるので、長は毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、決算書類とあわせて議会に提出しなければならないとされる（自治法 241⑤）。

基金の運用は、基金を設置する条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的にこれをしなければならない（自治法 241②）。

また、基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない（自治法 241④）。

なお、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない（自治法 241⑧）。

〔関連語〕災害救助基金、積立金

債権

◆ 新自治用語辞典より抜粋

- (1) 特定人（債権者）が他の特定人（債務者）に対して、一定の行為を請求することを内容とする権利をいう。債権の目的たる債務者の一定の行為は給付といわれるが、これは売主に対して買主が代金を交付する行為、売主が買主に対して動産又は不動産を引き渡し、登記上の名義を移転する行為等である。

債権は、物権とともに財産権の 2 大支柱を構成するものであるが、債権の目的物は、常に債務者の行為であり、物を目的とする場合でも、物権と異なり、これを直接に支配するのではなく、債務者の行為を介して間接に支配を及ぼすにとどまる。また、物権が排他性を有し、ある物につき、ひとたび支配が成立すると、同一物については、もはや他の人の支配を認めることができなくなる権利であるのに対し、債権は、人に対する請求権として間接的であり、かつ、排他性を持たない。また、同一の物について、物権と債権とが成立すれば、物権が優先する。

なお、債務者が債務を履行しないときは、債権者は原則として強制履行を求め、また損害賠償を請求し得る。

債権発生の原因は、契約と不法行為が主なものであるが、事務管理、不当利得もその原因であり、遺言等の単独行為も原因となり得る（民法第三編参照）。

- (2) 自治法上、財務に関して、債権という場合、原則として金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいうものとされている（自治法 240①）。これについては、「債権管理」の項を参照のこと。

なお、自治法第二編第九章（財務）以外で、例えば同法 74 条の 4 第 1 項に「債権」の用語が使われているが、これは (1) の一般的な「債権」を意味する。

債権管理

◆ 新自治用語辞典より抜粋

債権とは、一般に、特定人（債権者）が他の特定人（債務者）に一定の行為（給付）を請求することを内容とする権利であるが、自治法上、債権とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利と定義されている（自治法 240①）。地方税、分担金、過料等の公法上の収入に係る債権であると、物品の売払代金、貸付料等の私法上の収入金に係る債権であることを問わない。

債権の管理について、自治法は詳細な規定を設けているが、他に特別の規定があるもの又は債権として管理すべき性質を持たないものについては、適用を除外している（地税法の規定に基づく徴収金に係る債権等、自治法 240④）。なお、基金に属する債権については、一応、適用除外債権としているが、自治法 241 条第 7 項により、債権管理の例によることとしているので、実質的には適用債権と同じことになる。

地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し、必要な措置をとらなければならない（自治法 240②）。すなわち、債権について、督促（自治令 171）、強制執行等（自治令 171 の 2）、履行期限の繰上げ（自治令 171 の 3）、債権の申出等（自治令 171 の 4）を行う。

また、地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止（自治令 171 の 5）、履行期限の延長（自治令 171 の 6）又は当該債権に係る債務の免除（自治令 171 の 7）をすることができるとされている（自治法 240③）。

〔関連語〕強制執行、強制徴収、債権、債務名義

公有財産

◆ 新自治用語辞典より抜粋

地方公共団体の所有に属する財産のうち、次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう（自治法 238①）。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- (3) (1)及び(2)に掲げる不動産及び動産の従物
- (4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- (5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- (6) 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- (7) 出資による権利
- (8) 財産の信託の受益権

公有財産は、行政財産と普通財産とに分類される（自治法 238③）。

公有財産の範囲は、法定されているので、地方公共団体において、その範囲を任意に拡大又は縮小することはできない（行実昭 38. 12. 19）。

財産の管理は、地方公共団体の長の権限に属する（自治法 149Ⅵ）から、普通財産を行政財産とし、又は行政財産を普通財産とすることは、原則として長の権限に属する。ただ、地方公営企業の用に供する資産の管理は企業の管理者の権限とされ（地公企法 9、33）、教育財産の管理は教育委員会の権限とされている（地教行法 28①）。

なお、地方公共団体の委員会又は委員等の所掌に属する公有財産の取得及び管理が地方公共団体の財産の取得及び管理として統一かつ合理的に運営される

ように地方公共団体の長に必要な総合調整権を認め（自治法 238 の 2①、②）、更に、委員会等が行う公有財産の処分は、その公用廃止以上に及び得ないとされている（自治法 238 の 2③）。

また、公有財産に関する事務に従事する職員が自らの取扱いに係る公有財産の買受人となり、又は交換の当事者となる行為を公有財産の処分の公正を期するため禁止し、禁止に違反してなされた行為は無効とされる（自治法 238 の 3）。

〔関連語〕行政財産、普通財産、債権、基金

行政財産

◆ 新自治用語辞典より抜粋

地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう（自治法 238④）。

行政財産は、公有財産の性質による分類の一つの名称であって、普通財産と対するものである。

ここに公用に供する財産とは、地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することを本来の目的とする公有財産をいう。例えば、県庁舎、地方事務所、市役所庁舎、支庁、町村役場、議事堂、研究所等である。

また、公共の用に供する財産とは、住民の一般的な共同の利用に供することを本来の目的とする公有財産をいい、公の施設を構成する物的要素である場合が多い。例えば、道路、病院、学校、公園等の敷地及び建物等（地方公共団体の所有に係るものに限る。）である。また、供することと決定した財産とは、いまだ現実に公用又は公共用に供されてはいないが、将来、公用又は公共用に供すべきことと決定した財産をいう。

行政財産は、地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果的達成のために利用されるべきものであるから、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することが禁止されている（自治法 238 の 4①）。そして更に、その実効性を保障するため、この禁止規定に反する行為を無効とすることとされている（自治法 238 の 4⑥）。

しかし、行政財産によっては、本来の用途又は目的外に使用させても、本来の用途又は目的を妨げないばかりか、場合によっては積極的に行政財産自体の効用を高める場合もある。このような行政目的に反しない範囲における特別使用を認め、この使用については行政上の許可処分として処理することとされている（自治法 238 の 4⑦）。これをいわゆる行政財産の目的外使用という。

更に、行政財産である土地の貸付け、又は、これに対する地上権の設定が制限的に認められている（自治法 238 の 4②）。

〔関連語〕普通財産、公有財産、行政財産の目的外使用

普通財産

◆ 新自治用語辞典より抜粋

地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産、すなわち行政財産以外の一切の公有財産をいう（自治法 238④）。

普通財産は、行政財産のように行政執行上の用具として直接使用されるべきものではなく、その経済的価値を保全發揮することにより、間接的に地方公共団体の行政に貢献せしめるため、原則として一般私法の適用を受けて管理処分が行われるべき性質のものである。

したがって、普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる（自治法 238 の 5①）のであるが、これらの行為のうちには、条例又は議会の議決が必要な場合が

ある（自治法 237②）。

また、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、議会の議決を経て信託することができる（自治法 238 の 5②、237③）。

普通財産の貸付期間中に国、地方公共団体、その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方公共団体の長は、その契約を解除することができる（自治法 238 の 5④）。これは、行政財産の目的外の使用の許可の取消しと同様、財産管理上の公益優先の原則を示すものであるが、この場合、借受人はこれによって生じた損失につき、その補償を求めることができ（自治法 238 の 5⑤）、これらの規定は、私権の設定等、貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合及び普通財産である土地を信託する場合にも準用され、財産管理上の公益優先の原則と私権保護の原則との調整が図られている（自治法 238 の 5⑦、⑧）。

更に、地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合においても、当該地方公共団体の長には解除権が留保されており（自治法 238 の 5⑥）、普通財産の売払い、譲与、信託についても同様である（自治法 238 の 5⑦、⑧）。

普通財産の売払代金又は交換差金は、当該財産の引渡前に納付させなければならない（自治令 169 の 7①）が、長が認めた場合には延納の特約を行うことができる。なお、普通財産の売払代金又は交換差金は前納が原則とされているので、相手方の同時履行の抗弁権（民法 533）を失わせるような条項を契約中に定めておかなければならない。

〔関連語〕 行政財産、公有財産

〔行政実例〕

- (1) 普通財産はこれを貸し付け、交換することができるのであるが、この場合において、自治法 237 条第 2 項の適用を受けるものである（昭 38.12.19）。
- (2) 自治法 238 条の 5 第 4 項の解除権は、契約中に解除権を留保していない場合においても本条文を根拠として行使することができる（昭 40.11.26）。

